

名古屋市公報

令和元年 7月10日

第10号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼
発行人 名古屋市総務局法制課長

目

次

ページ

告

示

- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第143号) 2
- 自転車等放置禁止区域の変更 (緑土・自転車利用課) (第144号) 3
- 財政事情及び公営企業の業務状況の公表 (財政・財政課) (第145号) 5
- 市営住宅定期入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第146号) 8
- 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第147号) 12
- 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について (緑土・都市農業課) (第148号) 14
- 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第149号) 16
- 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第150号) 17

選挙管理委員会告示

- 委員長職の退職について (第3号) 18
- 委員長選挙の結果について (第4号) 19
- 委員長職務代理者の指定について (第5号) 20
- 各種直接請求等に必要な数について (第6号) 21

上下水道局管理規程

- 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正 (第3号) 23

病院局管理規程

- 名古屋市病院局の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正 (第14号) 25

公

告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 26
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 29

雑

報

- 職員の懲戒処分 (総務・人事課) 32

名古屋市告示第 143号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供します。

令和元年 7月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36条）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までの間を除きます。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 144号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和元年 7月 1日

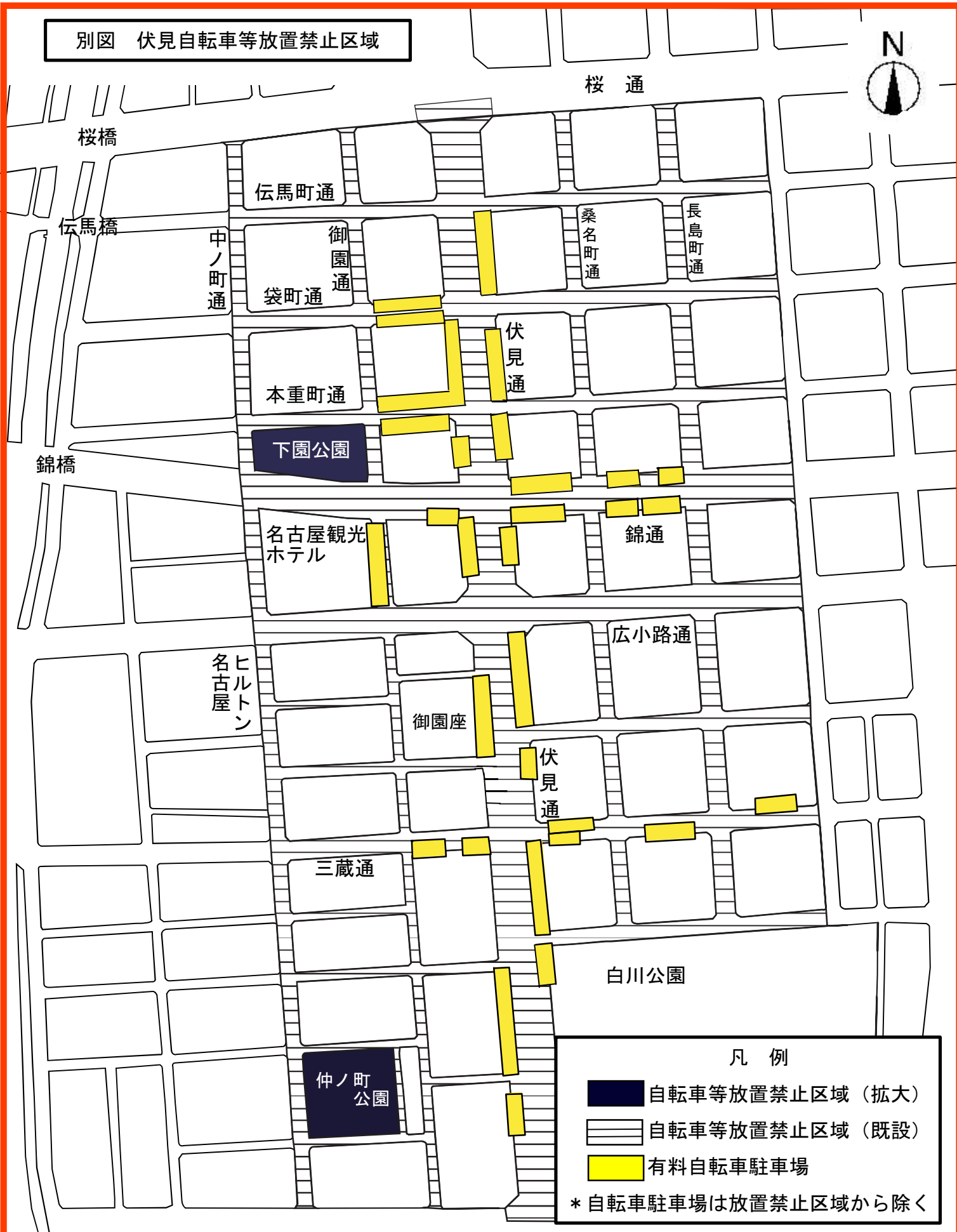
名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
令和元年 8月 1日	伏見自転車等放置禁止区域	下園公園、仲ノ町公園	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 伏見自転車等放置禁止区域



名古屋市告示第 145号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、平成31年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和元年 7月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

平成30年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	1,255,598	1,006,366	80.2	958,614	76.3
特 別 会 計	1,094,805	742,115	67.8	772,946	70.6

(2) 公営企業会計（平成30年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	34,344	33,122	96.4	35,255	34,009	96.5
水 道 事 業 会 計	50,515	50,387	99.7	50,287	48,609	96.7
工業用水道事業会計	1,039	1,046	100.7	1,029	940	91.4
下 水 道 事 業 会 計	75,491	75,339	99.8	74,218	72,408	97.6
自動車運送事業会計	26,034	27,639	106.2	25,297	24,576	97.1
高速度鉄道事業会計	100,390	100,602	100.2	85,176	83,060	97.5
計	287,813	288,135	100.1	271,262	263,602	97.2

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（平成31年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

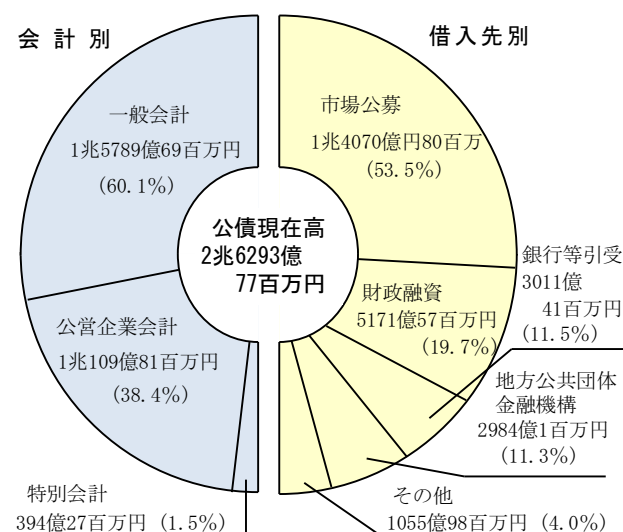
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	87,400千㎡
建 物	10,145千㎡
そ の 他	出資による権利 237,303百万円等
物 品	7,315点
債 権	110,466百万円
基 金	246,587百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	100,000	—
病 院 事 業 会 計	6,000	—
水 道 事 業 会 計	2,600	—
工業用水道事業会計	100	—
下 水 道 事 業 会 計	2,800	—
自動車運送事業会計	5,000	—
高速度鉄道事業会計	33,000	937

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

令和元年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には12会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
一 般 会 計		1,249,889	3.3
特 別 会 計		1,099,977	3.8
	国 民 健 康 保 険 会 計	206,085	△ 2.3
	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	54,480	3.6
	介 護 保 険 会 計	196,929	3.8
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 会 計	1,233	0.0
	市 場 及 び と 畜 場 会 計	7,792	△ 9.2
	名 古 屋 城 天 守 閣 会 計	3,961	1.7
	土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金 会 計	175	△ 33.8
	市 街 地 再 開 発 事 業 会 計	389	△ 41.2
	墓 地 公 園 整 備 事 業 会 計	1,344	17.9
	基 金 会 計	123,932	23.9
	用 地 先 行 取 得 会 計	12,955	13.4
	公 債 会 計	490,702	2.4
計		2,349,866	3.6

公営企業会計：企業の色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
病 院 事 業 会 計		52,595	18.9
水 道 事 業 会 計		77,330	△ 0.1
工 業 用 水 道 事 業 会 計		1,654	△ 2.5
下 水 道 事 業 会 計		145,413	3.5
自 動 車 運 送 事 業 会 計		31,156	2.0
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計		140,580	0.6
計		448,728	3.4

令和元年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）
 平成30年度下半期財政運営の状況 令和元年度当初予算の概要
 【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 146号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和元年 7月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものでないこと。

(9) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和元年 7月23日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和元年 7月23日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和元年 7月23日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和元年 8月 2日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課
- (イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和元年 8月 2日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課
令和元年 8月 5日（月）午前 8時45分から
ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。
- (イ) 住まいの窓口
令和元年 8月 3日（土）午前10時00分から
ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 17戸

改良住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 147 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和元年 7 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

中区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
9 月 3 日（火）	伊勢山中学校（正門：体育館前）
9 月 5 日（木）	栄小学校（正門：ピロティ）
9 月 10 日（火）	新栄小学校（西通用門：保健室前廊下）
9 月 12 日（木）	老松小学校（西門：特別活動室及び入口）
9 月 17 日（火）	大須小学校（東門：会議室）
9 月 19 日（木）	名城小学校（南門：ピロティ）
9 月 24 日（火）	御園小学校（正門：ピロティ）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条

第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 148号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項で準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和元年 8月 1日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者で、当該農用地利用計画の変更案に対し異議がある者は、令和元年 8月 1日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和元年 7月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番 403

名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番 504

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

令和元年 7月 2日から令和元年 8月 1日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第149号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和元年7月3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

梅森坂西地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂西一丁目641番	令和元年6月12日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 150号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 7月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和元年11月16日（土）及び同月17日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 6時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

委員長職の退職について

令和元年7月4日、名古屋市選挙管理委員会委員長竹腰公夫は委員長の職を退職した。

令和元年7月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

委員長選挙の結果について

令和元年7月4日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和元年7月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 住 所 名古屋市西区比良四丁目70番地

2 氏 名 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

委員長職務代理者の指定について

令和元年7月4日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和元年7月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 住 所 名古屋市南区中割町2丁目42番地
- 2 氏 名 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第 6 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和元年 7 月 5 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,797 人

- 2 地方自治法第76条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第86条第 1 項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,230 人

- 3 地方自治法第80条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,819 人	熱 田 区	18,272 人
東 区	21,778 人	中 川 区	60,654 人
北 区	45,795 人	港 区	39,094 人
西 区	41,011 人	南 区	38,039 人
中 村 区	37,818 人	守 山 区	47,245 人
中 区	23,478 人	緑 区	66,615 人
昭 和 区	28,561 人	名 東 区	44,061 人
瑞 穂 区	29,959 人	天 白 区	43,752 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,974 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月5日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第7条第2項中「（以下「勤務日」という。）」を削る。

第9条第2項中「（以下「長期継続職員」という。）」を削る。

第17条の3第1項中「1月以上の任期が定められ、」を「1月以上の雇用期間（雇用開始日において第2条第2項の規定により雇用期間が更新されることが見込まれる者にあつては、当該更新されることが見込まれる雇用期間を含む。以下この項において同じ。）が定められ、」に、「任用開始日（1月以上の任期）」を「雇用開始日（1月以上の雇用期間）」に、「次表の任期」を「次表の雇用期間」に改め、同項の表中「任期」を「雇用期間」に改める。

第17条の10第1項中「認められる時間」の次に「（前条に規定する部分休業又は第17条の14に規定する介護時間休暇（以下この条において「部分休業等」という。）を承認されている職員については、1時間からこれらの承認されている部分休業等の時間を減じた時間）」を加える。

第17条の14第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第26号様式中「㊤：生理休暇を利用した日」を「㊤：生理休暇を利用した日
㊦：結婚休暇を利用した日」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局臨時的

任用職員就業規程の規定に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 3 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部を改正する規程（平成31年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改める。

附則第3項中「名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程」の次に「（以下「改正前規程」という。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 6 施行日前に既に雇用されている接続臨職のうち、産休臨職として雇用された日から12月経過する日の翌日以降も引き続き育休臨職として勤務する者に与える年次休暇の日数については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる第4項の規定による改正前の育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程第5条第1項の規定にかかわらず、改正前規程第17条第1項の表に定める日数に1日を加えて得た日数とする。

名古屋市病院局管理規程第14号

名古屋市病院局の任期付職員の給与の特例に関する規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7月 5日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第1条中「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 7月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン南陽ショッピングセンター

名古屋市港区春田野一丁目 330番 ほか30筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏 名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏 名	住 所	
1	イオンリテール(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし	平成31年3月1日
2	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成30年3月1日

3	(株)川スミ	代表取締役 川澄 幸司	愛知県弥富市 鰯浦町南前新田 215	変更なし	変更なし	三重県桑名市 大字大仲新田字新井 水下67番地 3	平成29年 5月 1日
4	村上 博昭	—	愛知県海部郡 大治町大字北間島字 大道35番地	—	—	—	平成30年 4月 30日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 3月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1及びNo. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、住所変更のため
- (4) No. 4の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和元年 5月31日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 7月 5日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年11月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 7月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン南陽ショッピングセンター

名古屋市港区春田野一丁目 330番 ほか30筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物屋上敷地内駐車場	274台	273台
建物 4階敷地内駐車場	190台	195台
平面駐車場①	110台	—
平面駐車場②	25台	22台
平面駐車場④	24台	変更なし
平面駐車場⑥	110台	—
平面駐車場⑧	31台	—
平面駐車場⑨	23台	—
平面駐車場⑩	150台	40台
平面駐車場⑪	92台	—
平面駐車場⑬	22台	—
計	1,051台	554台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物屋上敷地内駐車場	午前 6時30分から 午後11時15分まで	変更なし
建物 4階敷地内駐車場		
平面駐車場①	午前 6時30分から 午後10時00分まで	—
平面駐車場②	午前 8時30分から 午後10時00分まで	変更なし
平面駐車場④		
平面駐車場⑥	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	—
平面駐車場⑧		
平面駐車場⑨		
平面駐車場⑩	午前 8時30分から 午後10時00分まで	変更なし
平面駐車場⑪	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	—
平面駐車場⑬		

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	3箇所	2箇所
出口	7箇所	1箇所
出入口	10箇所	3箇所
計	20箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年 2月 1日

4 変更しようとする理由

一部敷地外駐車場が賃貸借契約解除により廃止になるため

5 届出の日

令和元年 5月31日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 7月 5日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年11月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和元年 7 月 3 日懲戒処分に付した。

令和元年 7 月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
東区主事	停職 4 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 3 号